

平成30年度  
第2回千葉県財産評価委員会

平成31年3月13日（水）

千葉県財政局資産経営部管財課

平成30年度第2回千葉市財産評価委員会

1 日 時：平成31年3月13日(水)午前10時00分～午前10時41分

2 場 所：議事堂棟3階 第5委員会室

3 出席者：(委員)

小林会長、岸副会長、貝原委員、小出委員、中村(建)委員、富井委員、  
渡邊委員

(議題1所管課)

経済企画課 高瀬250競輪準備室長、他2名

公営事業事務所 鴻崎所長 他1名

(事務局)

大畑管財課長、飯澤管財課長補佐、他3名

4 議 題：(1) 千葉市競輪場用地の貸付予定価格について

(2) 答申について

5 会議経過：次のとおり。

午前10時00分開会

【飯澤課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第2回財産評価委員会  
を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席くださいまして、まことにありが  
とうございます。

本日の司会につきましては、私、管財課課長補佐の飯澤が務めさせていただきますので、ど  
うぞよろしく願いいたします。

本日は、中村暁美委員がご欠席となっておりますけれども、8名中7名の委員の方々にご出  
席いただいておりますので、千葉市財産評価委員会設置条例第5条第2項に定められておりま  
す会議開催の定足数は満たしております。

また、本委員会につきましては、千葉市情報公開条例第25条の規定によりまして、公開となっております。

傍聴される方におかれましては、お配りしております傍聴要領遵守の上、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速進めてまいりたいと思います。

開会に当たりまして、管財課長より一言ご挨拶申し上げます。

**【大畑課長】** おはようございます。管財課長の菅野でございます。

司会のほうからも話がありましたけれども、年度末のお忙しい時期にご出席いただきありがとうございます。

今回の委員会の議題として大規模な土地の貸し付けということで、本市としても余り類似事例のない案件でございますけれども、皆様方からぜひ忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

それから本市の状況について触れさせていただきますと、つい先日平成31年度の予算が成立いたしました。総額は9,100億円余りということで、過去最大の規模ということになっております。したがって新年度におきましても、かなり多数の案件を引き続き審査いただくことになると思いますがよろしくお願いいたします。

それから最後になりますけれども、先ほど机の上にA4横の1枚紙で今年度実施いたしました土地の公募処分落札状況をお配りさせていただきました。記載のとおりですけれども、5件全てが落札という状況になっておりますので、この場にてご報告させていただきます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

**【飯澤課長補佐】** 本日は、議題1の担当課といたしまして、経済企画課及び公営事業事務所の職員が同席しております。席次につきましては、資料②をご参照いただければと思います。

また、議事録の作成についてですが、当委員会におきましては、発言者名を記載する方法により議事録を作成させていただいておりますので、あらかじめご了承くださいようよろしくお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては議長であります小林会長にお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いいたします。

**【小林議長】** それでは次第に沿って進めさせていただきます。

その前に、議事録の署名人を決める必要があるのですが、私のほうで指名してよろしいでしょうか。

小出委員、お願いいたします。

【小出委員】 わかりました。

【小林議長】 それでは、お手元の資料4です。その諮問書に基づき議題の1番目、千葉市競輪場事業用地の貸付予定価格について、審議していただきます。

それでは、担当課より説明をお願いいたします。

【高瀬室長】 おはようございます。千葉市役所経済企画課250競輪準備室並びに公営事業事務所でございます。

私、250競輪準備室長の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料4につきまして、ご説明をさせていただきます。申しわけございませんが、着席にて説明をさせていただきます。

初めに資料4の(1)の諮問書につきまして、ご説明をさせていただきます。

対象となる貸付不動産は土地でございまして、所在地は千葉市中央区弁天三丁目及び四丁目で、三丁目が地番403番の外12筆、四丁目が463番1の外3筆、計17筆となります。地目は宅地外、用途地域は第1種住居地域、貸付面積は1万7,155.05㎡となります。分筆登記申請は行いません。

次に、貸付方法でございますが、契約形態は借地借家法第23条第1項に基づく事業用定期借地権、契約期間は32年9ヵ月で、賃借人は日本写真判定株式会社でございます。

最後に、賃料でございますが、月額481万円としてございます。

続きまして、資料(2)案件説明をさせていただきます。

資料に先立ちまして申しわけございませんが、資料(4)の位置図をごらんいただきながら、千葉競輪場の施設概要やこれまでの経緯について、口頭ではございますがご説明をさせていただきます。

まず、現施設の概要についてでございます。現在の千葉競輪場は、約4万4,000㎡の敷地に、周長500mの競争路や、メインスタンド等を配置しており、昭和24年9月16日より競輪事業を開始しております。

現有の建物につきましては、昭和42年にバックスタンドを新築し、昭和52年に改築工事を、メインスタンドにつきましては、平成4年3月に新築しております。また、それ以外の各コーナースタンド、観覧席につきましては、第4コーナースタンドを昭和63年に改修、平成2年に第1・2・3のコーナースタンドの改修を行っております。

走路につきましては、平成11年に全面改修を行い、3年から5年で表面舗装の改修を実施

しており、直近では、平成27年度に表面舗装を行い、現在に至っている状況でございます。

なお、新たな250競輪事業の経緯でございますが、本市の競輪事業は事業による収益を一般会計へ繰り出し、本市の財政や地域経済活性化に貢献してまいりました。しかしながら、近年のレジャーの多様化、顧客層の固定化などの要因により、老朽化の進んだ千葉競輪場の改修に必要な資金を捻出するだけの収益を確保することが困難になったこと、そういったことから、競輪事業につきまして、平成29年度末をもって廃止する方向性とする旨を、一旦、平成27年1月に表明した次第でございます。

しかしながら、民間事業者から、民間負担による新たな施設の整備、及びこれまでの競輪と違う、オリンピックなどの国際基準に基づく新たな形による競輪事業の継続についての提案がなされまして、安定収益の確保、並びに財政への継続的、かつ安定的な貢献が可能となると判断したことから、(仮称)「250競輪」による事業の継続や方向転換することを、平成29年9月に表明したところでございます。

平成30年1月、昨年1月には審査会を経た上で、平成25年度より競輪事業運営について包括的に委託を行っておりました、日本写真判定株式会社を事業者として選定し、同年3月に、千葉競輪場リニューアル事業基本協定書を締結したところでございます。また、議会による議決を経た後、国との賃貸借契約により使用してきた土地3万788.71㎡、うち、競輪場部分につきましては1万6,337.80㎡について市が取得したところでございます。今年の平成31年1月には、現施設の解体・除却工事に本格的な着手をしたところでございます。

戻りまして、資料(2)の案件説明をごらんいただければと思います。(2)案件説明でございます。

1の貸付の趣旨でございます。施設が老朽化した千葉競輪場を民間活力の導入により、国際規格に準拠した走路を有する多目的スポーツ施設、仮称「千葉公園ドーム」へ再整備し、当該施設における新たな形の競輪、仮称「250競輪」により、競輪事業の継続に取り組むものでございます。本事業の実施に当たり、千葉市所有の敷地上に民間施設である、仮称「千葉公園ドーム」を建設することから、事業用定期借地権による普通財産の貸し付けを行うものでございます。

次に、2の土地についてと、3の貸付方法等についてでございますが、先ほどの諮問書の説明と同じ内容であることから、説明を割愛させていただきます。

次に、4の禁止条件でございます。

(1) 事業用地を事業計画以外の用途に供すること。

(2) 事業用地を第三者の使用又は収益の用に供すること。ただし、千葉市の事前の承諾を得た場合はその限りではない。

(3) 借地権の全部又は一部を第三者に譲渡すること。

(4) 借地権に担保その他の権利を設定すること。ただし、乙が事業資金の調達のために金融機関等に対して担保に供することについてはこの限りではないとさせていただきます。

(5) でございます。事業用地上の建物の全部又は一部を第三者に転貸又は転売すること。ただし、甲の事前の承諾を得た場合はこの限りではないとさせていただきます。

(6) その他、千葉競輪場リニューアル事業、仮称「千葉公園ドーム」整備、運営事業、基本協定書の規定に反すること。

これらを禁止条件とさせていただきます。

続きまして、裏面の5の予定価格につきましては、重複しますが、月額賃料481万円を予定しております。

今後の予定でございますが、ご承認をいただきましたら4月に合意書の締結を行い、5月に公正証書の締結、7月には事業用地の引渡しを予定するものでございます。

続きまして、資料(3)の評価概要についてご説明をさせていただきます。

3の評価概要をごらんください。評価の概要といたしまして、価格、賃料の種類につきましては正常賃料、新規の賃料となります。

評価の条件としまして、対象確定条件として、1点目は、現況は建物、建築物の敷地であるが当該建物等がなく、かつ、使用収益を制約する権利が付着していない状態を前提とし、予定賃借契約のとおり権利金の一時の收受がなく、期間32年9ヵ月の事業用定期借地権を設定する場合の新規月額支払い賃料の鑑定評価としております。

ボードでは分割案をお示しさせていただきます。

分割案の図面におきまして、ピンクで囲っております②B1、及び対象不動産として黄色部分の③C1、こちらの一体利用を前提とした一体地、合計2万7,285.40㎡、こちらの平均単価による対象部分の鑑定評価を条件としております。

価格時点でございますが、平成30年12月1日でございます。

評価に当たっては、公共用地の鑑定について過去に実績のある一般財団法人日本不動産研究所に依頼いたしました。

次に、一体地の更地価格についてご説明いたします。

本件につきましては、契約内容の類似した賃借事例を収集することが困難であるため、取引

事例比較法及び開発法を適用して求めた両価格を調整の上、一体地の更地価格を査定し、次に一体地の更地価格の平均単価をもとに、対象不動産の更地価格を求め、さらに賃貸借契約内容を考慮して、基礎価格を査定しております。比準価格は賃料の制約があり、規範性にやや劣ることから、開発法による価格を中心に比準価格を参酌し、一体地の更地価格を査定しております。23億2,000万円としております。

次に、基礎価格についてご説明いたします。基礎価格は積算資料を求めるための基礎となる価格になりますが、本件におきましては、住宅目的より非住宅目的のほうが地代利回りが高いと考えられること等から、特に契約等における減価はないと判断し、更地価格をもって基礎価格を査定いたしました。

更地価格は、一体地の更地価格23億2,000万円を一体地の数量2万7,285.40㎡で除して、一体地当たりの平均単価8万5,000円を求め、これに対象不動産の数量であります1万7,155.05㎡を乗じて、更地価格14億6,000万円を査定いたしました。

次に、積算法による積算資料についてご説明いたします。

基礎価格14億6,000万円に、期待利回りでございます2.8%を乗じて得た純賃料に、必要諸経費である、対象不動産の固定資産税・都市計画税相当額1,689万5,000円を加算し、月額実質賃料481万円を試算し、予定価格とするものでございます。

また、貸付予定地の位置図、現場写真、地積測量図、不動産鑑定書等につきましては、(4)に添付のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

【小林議長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。まず価格の査定の前に契約条件、あるいは単価について、ご質問やご意見でございますでしょうか。

私から一つご質問があるんですが、よろしいですか。

国から市が購入したそうですけれども、そのときの価格はいくらかということを示すことは可能ですか。

【高瀬室長】 ご質問にお答えいたします。

購入部分におきましては、こちらに示しました斜線の部分でございまして、面積が3万788.71㎡。取得価格は合計で26億5,000万円でございます。うち、下部の部分が競輪場の取得部分になりまして、面積が1万6,337.80㎡、面積案分しまして、14億620万3,000円。なお、千葉公園体育館部分に関しましては、差し引きしまして、12億4,

379万7,000円となっております。

以上でございます。

【小林議長】 はい、わかりました。

現在の更地価格の評価と大体同じくらいという、ほぼ同じくらいということですね。

【高瀬室長】 はい。

【小林議長】 他いかがでしょうか。

もう一点、契約の禁止条件なんですけれども、万一、日本写真判定株式会社が倒産したと仮定した場合に、その後はどのようなことになるかというのをおわかりですか。

【高瀬室長】 万が一、日本写真判定株式会社が倒産した場合でございますが、競輪事業の施行権自体は千葉市が持っております。したがって、想定されることといたしましては、千葉市が別途競輪の運営を行う委託事業者を探した上で、250競輪を行う箱自体は恐らく競売等にかかるものと想定されますので、競売をされた後の事業者と調整の上、引き続き千葉市が借りるということで、競輪事業を継続するという想定をしております。

【小林議長】 わかりました。

何かありますか。

参考までに、今回のドームの建物の所有権は写真判定1社ですか。それとも、複数の共同所有になるんですか。

【高瀬室長】 現在のところは、日本写真判定の単独所有と伺っております。

【小林議長】 わかりました。

【岸副会長】 事業定借は通常、一時金で保証金を多少入れるんですけど、これはなしということですか。

【高瀬室長】 はい。現在、契約規則第29条第7号の要件を満たすということから、免除の方向で考えてございます。理由といたしましては、通常の事業者に貸すということではなく、本市が行う競輪事業、これは自転車競技法上、市などの地方自治体でしか行うことができない事業につきまして、民間所有で箱をつくっていただいて、市が主体となって事業を行っていくというものでございまして、ある意味、その見返りとして運営に関する委託をしていただくということになってございますので、事業の契約の目的であるとか性質から見て、保証金を納めさせるということが困難であると考えたこと。

それから、2点目が、民間事業者である日本写真判定につきましては、平成25年度から包括委託を受託しておりまして、これまでのところ、誠実に履行していただいているというところ

ろから鑑みて、これらのドームの運営、競輪事業をやっていくということについて、履行しないという恐れがないと考えたところから、免除の方向で考えてございます。

【小林議長】 ほかに何かご質問ありますでしょうか。

【中村（建）委員】 今の位置図で黄色で塗ってある対象不動産、ここだけで新しい250の競輪場をつくるということによろしいんですか。

【高瀬室長】 まずは、この黄色で塗った部分で事業定借を考えてございます。前面の部分に關しましては、メインスタンドと言われるものがまだ建っておりまして、そこで建築中につきましても、いわゆる場間場外、他場の車券を販売するというところを行います。理由としましては、こちら公営事業、いわゆるギャンブルの特別会計になりますので、最低限の売上げを確保していかなければならないという事情によるものでございまして、事実上、定期借地権が設定できないというところでございます。

今後、建物を建てるために、一旦、メインスタンドを除いた現建物を解体し、メインスタンドを残しドームを建築した後、メインスタンドのほうを解体していき更地にするということになってまいります。更地にした後の利用方法につきましては、今後、千葉公園体育館が隣接しますので、そちらと協議の上、利用形態については検討していくということで考えてございます。

説明は以上でございます。

【小林議長】 よろしいでしょうか。

現在ある建物の解体費は、市の負担なんですか。

【高瀬室長】 解体につきましては、市の建築物ということになりますので、市の負担ということになります。予算としましては、税抜きで15億2,300万円の債務負担行為をとってございます。

【小林議長】 わかりました。

ほかに何か、ご質問とかありますか。

もう一点、借地契約で借地料が変更になるようなことというのは、何か契約上入っているんですか。例えば安くしてほしいとか、そういうようなことが発生した場合です。

【担当課】 経済企画課の〇〇と申します。

借地権の考え方ですが、基本的には今回これで決定されれば、その金額で32年と9ヵ月いく予定でございます。ただし、社会情勢等の変化によって改定をしないといけないというような状況が生じた場合は、協議の上、契約変更ということになろうかと思っております。

【小林議長】 単なる「協議の上」というふうな契約条文なんですか。よくあるのは、物価上昇率への連動というものも記載するようになっているんですが。

【担当課】 当然ながら、そういったことも必要かと思えます。

【小林議長】 契約書自体は、もうできているものなんですか。

【担当課】 これからになります。

【小林議長】 これからですか。わかりました。

【高瀬室長】 一方で2点ございまして。一点が、市が行う事業というところもございまして、安定的に中長期的な視点に立ってコストを見ることによって、日本写真判定の経営、それはひいては、我々の行う250競輪の経営の安定にもつながりますので、ある程度、32年9ヵ月行うんだという前提での金額設定というのは必要なのかなと考えてございまして。したがって、当然、原則としてこの価格でいくんですということは明記をする必要があるかと考えております。

ただ、一方で、会長おっしゃるとおり、大幅な社会変動に応じて対応すべきことをしなければならぬので、物価変動率でいきますと、余りに価格にリスクが高過ぎるところもございまして、協議の上という形での対応をさせていただいているところでございまして。

説明は以上でございまして。

【小林議長】 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。皆さん大体大丈夫でしょうか。

それではこの価格について、皆様のご意見、ご質問いただければと思います。

この借地料についての理解ですけれども、先ほど国の土地を買ったのが16億円で、建物解体費15億ですから、約30億円かかっているわけですが、その30億円をこの借地料で長期にわたってある程度回収するというような想定というのはあるんですか。

【高瀬室長】 お答えしますと、当然、30数億円の投資を回収することは考えていかなければならないんですが、この借地料の他に大きく2つ我々が考えていく歳入がございまして。

一点目が、千葉公園ドームから得られる固定資産税・都市計画税、これは我々の税収として、市が持っている建物から民営施設になりますので入ってまいります。こちらの想定が事業者提案ベースで約8,000万円程度ございまして。

次に、2点目としまして、当然、250競輪をやるに当たっての一般会計への繰出金、こちらを考えおきまして、現在最低で1,700万円という繰出金を考えてございまして、これは売上げの伸びに当たって、より繰り出しを多くするようということと考えてございまして、

大きくは借地料のほかに、この2つの収入があると考えております。

【小林議長】 1, 700万円というのは月額ですか、年額ですか。

【高瀬室長】 年額でございます。最低年額1, 700万円。これは直近の私どもの千葉競輪場において繰り出された額を参考にして出ささせていただいております。これは最低限のお話でございます。雑駁に申し上げますと、こちらで得られる借地料が年額ベースで5, 772万円に、固定資産税・都市計画税と繰出金で得られる約1億円を加えた1億5, 000万から6, 000万円程度で回収していくということであれば、20年程度の回収期間ということになるので、固定資産の回収として数字としては妥当であると市としては判断しているところでございます。

【岸副会長】 一ついいですか。3の積算資料で、4の必要諸経費として1, 681万5, 000円、これは固定資産税・都市計画税の合計ということですよ。

【高瀬室長】 はい、そのとおりです。

【岸副会長】 基礎価格に対すると1. 16%で、通常より多いのかなと思うんですけど。まあ、基礎価格というのは大規模地だから。市のほうでもこういう査定をしたわけですかね、今は課税されてないとしても。課税標準額ですが。

【担当課】 市のほうで課税標準のほうを仮算定しております。

【岸副会長】 そうすると、この金額になる。

【担当課】 はい。

【高瀬室長】 ご参考までに、試算した課税標準額は9億9, 682万6, 000円が仮算定の結果でございます。これに税率1. 7%を掛け算して1, 689万5, 000円と試算してございます。

【岸副会長】 大規模な実施ですからね、通常と違うから。はい、わかりました。

【小林議長】 他いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

【富井委員】 評価書の25ページのところに、地代利回りと水準別事例数というのがあるんですね。日本不動産研究所での調べということなんですが、これは公に出している資料なんですか。それとも、特には出されてない、あれなんですか。

【貝原委員】 特段公開はしていません。弊所が鑑定評価等に使うために全国の支社から定期借地や普通借地の事例を集計して、本社のところで解析したデータです。

【岸副会長】 これは一般定借じゃなくて、非住宅の事例ということですよ。

【貝原委員】 数としては、非住宅が多いですね。

【岸副会長】 比住宅が2.5～3%、4.5～5%……

【富井委員】 平均が4%なんですね。4%で必要諸経費を差し引いて利回りを出したんですね、2.8。

【貝原委員】 このデータ自体は必要諸経費を含んだものです。

【富井委員】 含んでるね、含んで4%だから、今言われた公租公課分を差し引いて、その結果の利回りが2.8だから、2.8という数字が前に持ってこられた、そういうことでもいいんですかね。

【貝原委員】 そうですね。

【富井委員】 評価の概要のところ、一番下の段のところ、予定価格の上のところの期待利回りですね、2.8というのはそういう根拠で出たと。

【小林議長】 いかがでしょうか。

価格査定とは直接関係ないんですけども、市が民間提案に従ってこれを継続したというふう  
に決定した背景ですけども、これはある程度、経済的に波及効果があるとか、そういうような  
説明とかはあったんですか。先ほどの金額だけで言うと、市の投資額に対して5%くらいで、  
積極的に市がやるべきかどうかというのは、若干疑問なところがあるんで。ただ、波及効果が  
あれば、十分にね、可能性はあると思います。そうした説明というのはあったんですか。

【高瀬室長】 おっしゃるとおり、そういった説明はございまして。理由としまして、我々が  
当初考えていた廃止理由である、売上げがダウントレンドの中で、大規模修繕を捻出できるだ  
けの見込みが立たないというものが、民間所有ということで、そのネックがなくなったという  
こと。

それから、競輪全体がダウントレンドの中ではありますが、この250競輪の一つのポイント  
としましては、オリンピックや世界選手権で行われるルールと全く同じ形で競輪をやるという  
ところが一つのポイントになりますので、新たなファンの獲得であるとか、そういったところ  
が見込まれるということから継続性があるだろうと見込まれます。

こういったところから判断したところでございますが、あわせて、隣接地に千葉公園体育館  
を移設する形で新設を行いますので、スポーツというものを一つのキーワードとしました波及  
効果であるとか、それから自転車ファンの、ある意味、聖地と言われるような絵が描けるだろ  
うと、こういったところも加味しまして、こういった事業にかじを切ったというところでござ  
います。

【小林議長】 わかりました。

どうぞ。

【岸副会長】 その件で。250mの競輪というのは、日本でどこかされているんですか。250mのバンクって1カ所つくったところがあるんですかね。

【高瀬室長】 自転車競技場施設としては伊豆に1個ございまして、こちらが東京オリンピックの会場にもなります。ただし、いわゆるギャンブルとしての競輪を行う仕様にはなってございませんので、今回の公営事業としての250競輪をできる場所というのは、千葉競輪場、今回のこの千葉公園ドームが初ということになります。

【岸副会長】 そうすると、500mと比べるとファンというんでしょうか、需要というのはある程度見込まれるというマーケティングとか、そういう調査をされたわけですか。

【高瀬室長】 国の産業構造審議会というところでも、競輪事業がダウントレンドの中の一つのお客さんを引きつけるツールであるという結論がなされておりまして、業界団体でJKAという団体がございますが、こちらの収支シミュレーションを組んでいただいているところなんですけど、こちらでも一定の開催日数を確保すれば十分に需要は見込まれるだろうと、こういった結論も得た上での我々の判断ということで考えていただければと思っています。

【小出委員】 これは具体的にオリンピックで使えるような計画という意味なんですか。今度の東京オリンピックで実際に具体的に使えるような感じのイメージなんですか。

【高瀬室長】 東京オリンピックには使えないです。というのは、もう既に会場を決めていないといけないので、こちら自体は、竣工が2020年11月末を目標にしておりますので、オリンピックが終わった後になります。ただ今後の世界選手権であるとか、オリンピックが練習であるとか試合をしていく上では、全く同じ仕様になりますので競技力の向上が見込まれると考えております。

【小林議長】 他いかがでしょうか。

参考までに、市が起債をするときの利回りはどれくらいなんですか。例えば30億起債して借りた場合の利回りというのは、どれくらいの利子で起債しているのか。1～2%くらいでしょうか。

【担当課】 具体的な数字を今、申し上げられないんですが、国有地に関しても起債してありますが、極めて低い利率で借りております。

【高瀬室長】 予定としましては、ご推察のとおり1%台前半程度で伺っております。

【小林議長】 それに対して期待利回り2.8%ですから、まあ、プラスにはなっているんで

すね。

他いかがでしょうか。

大体ご意見は出尽くしましたでしょうか。

それでは、月額４８１万について、皆さんから何かございませんか。ご意見ありますか。  
よろしいでしょうか。

(特になし)

【小林議長】 もしこれ以上質疑がなければ、決を採りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、今回の貸付予定額について、資料のとおり月額４８１万円としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【小林議長】 ありがとうございます。

それでは、承認されました。

どうもありがとうございました。

【高瀬室長】 ありがとうございます。

【小林議長】 それでは、議題２が答申です。

答申については、本日、委員の皆様にご審議いただいた議題１のところにつきまして、後日、財産評価委員会の会長名で事務局に答申書をお渡ししたいと思います。ご了承、よろしく願いいたします。

その他、事務局から何かありますか。

【飯澤課長補佐】 お知らせが一点ございます。

貝原委員におかれましては、平成２９年４月から当委員会委員を務めていただいていたところなんですけれども、このたび勤め先の人事異動に伴いまして、当委員会の委員を退任されることとなりました。本日は当委員会へのご出席が最後ということになりますので、ここで貝原委員より一言ご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【貝原委員】 任期途中ではございますけれども、弊所の転勤によりまして、本日で委員を退任させていただくことになりました。こちらの委員会においては、私自身、非常に勉強させていただいたところでございます。次は岩手県の盛岡支所というところに転勤になります。以前、私そこにおりましたので、土地勘はある程度ありますので、こちらの委員会で学ばせていただいたことを生かしていければと考えております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

【小林議長】 どうもありがとうございました。

【飯澤課長補佐】 ありがとうございました。

今後のますますのご活動を事務局一同、祈念しております。約1年8ヵ月にわたりまして、本市における取得、処分、貸し付けにかかる不動産価格の調査審議にご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。お疲れさまでございました。

【小林議長】 ありがとうございました。

ほかに皆様から何かありますでしょうか。

特にありませんか。

(特になし)

【小林議長】 それでは、本日の審議はこれで終了となります。

皆様、ご協力ありがとうございました。

【飯澤課長補佐】 それでは、以上をもちまして、財産評価委員会を閉会いたします。

本日は、ご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

午前10時41分閉会